

障 事 第 4 6 0 号
令和 6 年 6 月 1 7 日

各関係施設・事業所運営法人代表者 様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長
(公印省略)

令和 6 年度 (令和 5 年度からの繰越分) 地域障害児支援体制充実の
ための ICT 化推進事業に係る協議について

本県の障害福祉行政に日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。
標記補助事業について、下記のとおり協議を実施しますので、貴法人において
当該補助事業により ICT の導入を希望する場合は、別添「作業要領」を参照の上、
下記のとおり御提出願います。

なお、期限までに提出がない場合は、該当がないものとして処理しますので
御承知おきください。

記

1 対象施設・事業所

千葉県内 (指定都市及び中核市を除く。) に所在する障害児支援事業者 (※ 1)
及び障害児相談支援事業者 (※ 2)

※ 1 「障害児支援事業者」とは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する
「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第 7 条第 2 項に規定する「障害児入所支
援」を行う者をいう。

※ 2 「障害児相談支援事業者」とは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定
する「障害児相談支援事業」を行う者をいう。

2 提出書類

- (1) 別紙 1 事業者調査票
- (2) 別紙 2 障害児支援分野の ICT 導入モデル事業 事業計画書 (総括)
- (3) 別紙 3 障害児支援分野の ICT 導入モデル事業 事業計画書
- (4) 別紙 4 障害児支援分野の ICT 導入モデル事業 積算内訳
- (5) 導入する ICT 機器等のパンフレットや見積書等、参考となる書類

3 提出方法

上記 2 の提出書類を「ちば電子申請サービス」により提出すること。

(ちば電子申請サービス URL)

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=32251

4 提出期限

令和6年6月26日（水）（締切厳守）

5 留意事項

- (1) 経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 I T 導入支援事業」及び厚生労働省が実施している「障害福祉分野の I C T 導入モデル事業」により補助を受けた I C T 導入事業については、本事業の補助対象とならないこと。
- (2) 「障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和5年度補正予算分）実施要綱」による対象となるものについては、本事業の補助対象とならないこと。
- (3) 過去に、障害福祉サービス事業者等を対象とする同様の I C T 導入支援補助金（令和4年度障害福祉分野の I C T 導入モデル事業等）により補助を受け、同種の I C T 機器等を購入したことがある障害児支援事業所等は、本事業による補助の対象とならないこと。
- (4) 障害児支援事業所等が補助対象経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
※見積書は同一機器・同一構成により2者以上から徴取すること。
※ホームページの印刷等、見積書と認められないものは不可。
- (5) 本事業による補助を受けるためには、県が、事業者等を対象に開催する研修会へ参加することを要する。
- (6) 過去5年間以内に監査等により行政処分を受けた法人は、本補助金の対象から除外する。
- (7) 本事業により I C T 機器等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、概ね導入2か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、都道府県に報告することとする。
- (8) 本事業による補助を受けた事業者は、上記の報告内容について自身のホームページ等で公表するとともに、都道府県等も、事業者の公表情報について都道府県等 ホームページに掲載するなど、広く情報提供することとする。
- (9) 本事業は I C T 機器等の導入による生産性の向上の効果測定を行うものであり、事業所新規開設時の補助を目的としていない。ついては、導入成果を客観的・定量的に確認・分析できない場合は補助の対象とならない。

《連絡先》

千葉県健康福祉部 障害福祉事業課 療育支援班

TEL : 043-223-2336 FAX: 043-222-4133

e-mail : ryouiku@mz.pref.chiba.lg.jp